

中央アルプス国定公園など貴重な自然環境を舞台とした
サステナブルで魅力ある観光地域づくりのため
力を貸してください！

令和8年10月1日採用

地域おこし協力隊を募集します



駒ヶ根市は、長野県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、西に中央アルプス、東に南アルプスの雄姿を望むことができる「アルプスがふたつ映えるまち」をキャッチコピーにした街です。

世界に誇れる中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイや駒ヶ根高原、早太郎温泉郷などがあり、全国各地から観光客が訪れる風光明媚な観光都市です。

また、中央アルプスは貴重な自然環境などが評価され、令和2年3月に国定公園に指定されました。当市は山岳観光の主要玄関口である駒ヶ根高原を有しており、年間を通じて多くの登山者が訪れます。

■募集期限：令和8年6月22日(月)(必着)

■活動内容

- ①中央アルプスにおける魅力ある山岳観光の推進
➢魅力ある山岳ツーリズムの開発、安全登山・環境保全の啓発活動
- ②駒ヶ根高原を中心としたアウトドアツーリズムの推進
➢駒ヶ根高原ランドデザインの具現化、サステナブルツーリズムなど

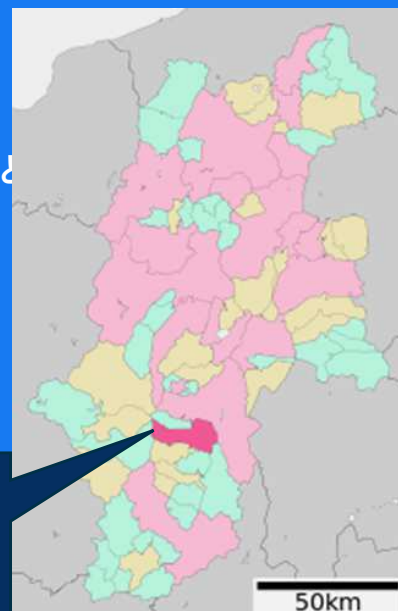
■報償費等：月額291,600円 ※活動経費等は別途支援あり

※詳しくは駒ヶ根市役所HPをご覧ください
こちら↓↓↓

<http://www.city.komagane.nagano.jp/>



長野県駒ヶ根市



駒ヶ根市地域おこし協力隊募集

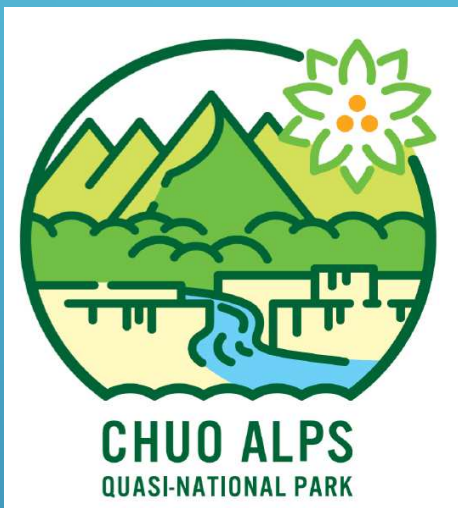
募集概要

■活動内容

1. 中央アルプス国立公園の雄大な山岳環境を活かした山岳観光の推進
 - ① 中央アルプス国立公園の魅力発信、魅力ある山岳ツーリズムの開発
 - ② 山岳遭難防止対策の企画・活動、山岳自然環境保全のための取り組み
 - ③ 安心・安全な登山のための登山道パトロール、整備
2. 駒ヶ根高原及び周辺地域を活用したアウトドア&サステナブルツーリズムの推進
 - ① 駒ヶ根高原グランドデザインの具現化に向けた取り組みへの協力
 - ② 持続可能で魅力ある観光地域づくりの推進

■求める人物像

- ・人と接することが好きな、明るく温厚な人
- ・山岳観光に意欲があり、登山経験豊富な人
- ・山や自然が好きで、将来に渡り仕事として考えている人
- ・市民や関係者と上手にコミュニケーションがとれる人
- ・自身の経験を活かし、業務に情熱を持って取り組める人



■募集人員

アウトドアツーリズム、山岳観光推進担当 1名

■募集対象

- ① 年齢が21歳以上45歳以下の方（令和8年9月30日現在）
- ② 三大都市圏等の都市地域（条件不利地域以外）に居住しており、赴任後生活の拠点を駒ヶ根市に移し、住民票を異動できる方。（地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」関連ページでご確認ください。）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000717566.pdf
- ③ 地域の活性化に対する知識と熱意を有して積極的に企画・活動し、着任日から最長3年間は、継続して活動できる健康な方。

■応募資格

- ① 普通自動車運転免許証を有し、日常的に自動車の運転ができる方。
- ② 高山地帯（標高2,000m以上）における山岳登山経験が豊富にある方。
- ③ 携帯電話やパソコン、携帯情報端末等の情報通信機器を使用でき、ワード、エクセル、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方。
- ④ 委嘱期間終了後も駒ヶ根市において定住・就業・起業に意欲のある方。

■応募手続き

- ① 応募受付期間 令和8年6月22日（月）（必着）
- ② 提出書類
 - ・ 応募用紙（駒ヶ根市のホームページからダウンロードしてください。）
 - ・ 住民票の写し（令和8年5月15日以降に取得したもの。コピー可）
 - ・ 運転免許証のコピー
- ③ 提出方法 郵送または持参
- ④ その他
 - ・ 応募に係る費用は全て応募者の自己負担となります。
 - ・ 提出された書類は返却しません。また、提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

■勤務形態

- ① 駒ヶ根市の会計年度任用職員として駒ヶ根市長が委嘱します。期間は令和8年10月1日（予定）から、最長3年間の予定です。（年度ごとの更新を行います。）
- ② 原則として週5日、1日7.5時間の勤務とします。土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休日（イベントなど休日出勤あり）休日に勤務した場合には振替（代休）での対応とします。
- ③ 報酬は月額291,600円とします。（賞与あり）

■待遇及び福利厚生

- ① 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）に加入します。上記のほか野外活動保険（山岳地帯）に加入します。
- ② 活動に関連して出張する場合は、市の一般職員の例により旅費を支給します。
- ③ 活動に必要な経費（消耗品購入、研修参加費等）は予算の範囲内で支給します。
- ④ その他、通勤手当、住居費用等は、市の規定により予算の範囲内で補助します。
- ⑤ 転居に係る費用は1回に限り距離により補助します。

駒ヶ根市役所 産業部 商工観光課

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号 TEL0265-83-2111 FAX0265-83-1278

駒ヶ根市役所HP <http://www.city.komagane.nagano.jp/>

E-Mail sangaku@city.komagane.lg.jp

